

令和4年（ネ）第287号

大垣警察市民監視国家賠償等請求控訴事件

控訴第2準備書面(要旨)

～個人情報の収集は強制処分である～

名古屋高等裁判所 御中

(民事第2部)

2022年11月16日

控訴人（一審原告）ら訴訟代理人

弁護士 山田 秀樹

他

1 原判決は、本件における個人情報の収集を「任意の手段」すなわち任意捜査と同視した。かかる判示は情報収集という捜査活動の有する強度の権利侵害性を看過するものであって、不当である。本件情報収集等は任意捜査ではなく強制処分であるから、国賠法上、当然に違法というべきである。

2 強制処分か否かは、類型的に判断するべきである

G P S 大法廷判決は、「個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法であるG P S 捜査は、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものとして、刑訴法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制の処分に当たる(中略)」と判示した。着目すべきは、G P S 捜査の対象者に生じた不利益の具体的事情を検討していないことである。その捜査手法を類型的に検討し、これが一般に意思制圧の要素と重要利益侵害の要素を有することをもって、強制処分であるとされている。同判決の調査官解説も「本判決は・・・強制処分性の問題は、・・・類型的に判断されるべきである

と解されている」と説明している。(下線引用者)

本件における警察の情報収集活動に対しても、類型的、一般論的な分析・検討により、その強制処分性が検討されるべきである。

3 意思制圧の要素が認められる

原判決の判示によるならば、推論に推論を重ねることで「抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない」と予測できる場合に、特定の個人に着目した個人情報収集が行われうる。情報の保有についても、廃棄時期の設定など時間的な制約は課されていない。このような無制約な状態のもと、個人の「私的又はその思想信条にかかる活動及び事柄に関する」「プライバシー情報」の収集がなされ、情報が「第三者にみだりに収集、保有されない自由」が制約される。これが警察による情報収集等という捜査手法の類型的な態様である。

原判決が「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定している」と判示するとおり、警察によって個人情報を収集・保有されることは、プライバシーを制約されることなのであって、類型的に権利侵害を伴うものである。それが通常個人の合理的な意思に反することは、明らかであって、意思制圧という強制処分の要素の1つは十分に満たされている。

4 重要利益侵害の要素が認められる

大法廷判決は、GPS捜査が「その性質上、・・・個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に関わるものも含めて、対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にする」ことを根拠として、「このような捜査手法は、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴う」と判示する。また、私的領域への侵入であるとの評価の根拠については、「そのような侵害を可能とする機器を個人の所持品に密かに装着することによって行う」からであると説明する。

本件と比較すれば、警察による情報収集活動は、「原告らのこれまでの活動歴」

にとどまらず、「原告らが連携することにより市民運動に発展する可能性」、将来において「抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性がない」と言えるのかといった抽象的な判断に供するための情報も収集の対象になるのである。そうすると、必然的に、原告ら個人に着目し、長期間にわたって、交友関係、病状、思想信条に関するもの、その他の私生活上の事実など要保護性の高いプライバシー情報が継続的、網羅的に把握されることになる。

例えば、一審原告船田と一審原告三輪との人間関係に関する情報や、一審原告船田が「気を病んでおり入院中である」との情報、一審原告松島がぎふコラボ友の会の役員になったとの情報、原告三輪と交替で役員を務めているとの情報、一審原告近藤が「風車事業に対して動き出す気配がある」といった情報は、新聞に掲載していないし、インターネットを検索して得られるものでもない。情報収集の方法は明らかになっていないが、一審原告らの私生活に相当深く入り込まない限り得ることができない情報である。

したがって、警察による情報収集活動は、プライバシーとして強く保護されるべき私的事項や思想信条に関する事項に関わるものも含めて、個人の情報を把握することを可能にするものである。本件のような情報収集では、捜査対象者の私的又は思想信条に関わる情報が直接取得の対象とされる。これに対し、GPS捜査によって直接把握できるのは単純な位置情報であり、その余のプライバシー情報は位置情報から推知できるに過ぎない。本件情報収集等は、これによるプライバシー侵害がGPS捜査と比べてもより直接的な侵害であり、侵害の程度は質的にも量的にも強度であるから、重要利益侵害の要素を満たすというべきである。

- 5 意思制圧の要素及び重要利益侵害の要素をいずれも満たすのであるから、一審原告らに対する警察の情報収集活動は、強制処分である。「明文の根拠規定がない」（判決文26頁）にも関わらず強制処分を行ったのであるから、強制処分法定主義に反し、国賠法上も当然に違法というべきである。

以上